

～基本的考え方～

～かわづくり～

○河川管理者(府)が河川事業として整備  
 ・治水、利水、河川環境の整備保全という目的を達成するための「河川管理施設」の整備  
 ・堤防、護岸、床止め、樋門 等々  
 【→河川敷地内】

～まちづくり～

○市町村や地域等による様々な施策や事業、取り組み  
 ・総合計画、都市計画マスタープラン、景観保全  
 ・市街地整備、区画整理、公園緑地整備  
 ・地域でのまちづくり活動  
 【→河川敷地を使用する場合は許可】

◎役割分担  
 ◎相互に連携  
 ↓  
 推進のしくみづくりが必要

かわまちづくりの実現

(河川敷地の使用について)

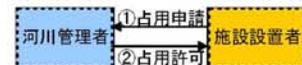
自由使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが何時でも自由に使用(河川利用の基本)</li> <li>・河川管理や他の利用を妨げないことが原則</li> <li>例)散策、水泳、つり、ボート 等々</li> </ul>
特別使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川管理や他の利用の妨げる利用は河川法で禁止</li> <li>・公益上やむを得ないもの許可を得て使用</li> <li>例)橋、道路、公園、グラウンド、取水施設 等々</li> </ul>

- 河川法  
 第24条(土地の占用の許可)、第26条(工作物の新築等の許可)
- 河川敷地占用許可準則  
 占用主体: 国又は地方公共団体、非営利の地域団体等  
 占用施設: 福利厚生施設(公園、緑地、広場、運動場、自転車道 等々)  
 公共性・公益性施設(道路、鉄道、上下水道管、ガス管、電線 等々)  
 その他(防災ヘリ離発着場、水防倉庫、公共水上交通船着場等々)

(河川占用の形態)

通常の占用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設毎に設置者が河川管理者の許可を得て占用(利用)</li> </ul>
包括占用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が河川管理者と協議して区域を定め占用</li> <li>・市町村がまちづくり計画等に沿って、具体的な利用を決定</li> <li>・市町村が河川敷地利用を主体的に判断していくための制度</li> </ul>

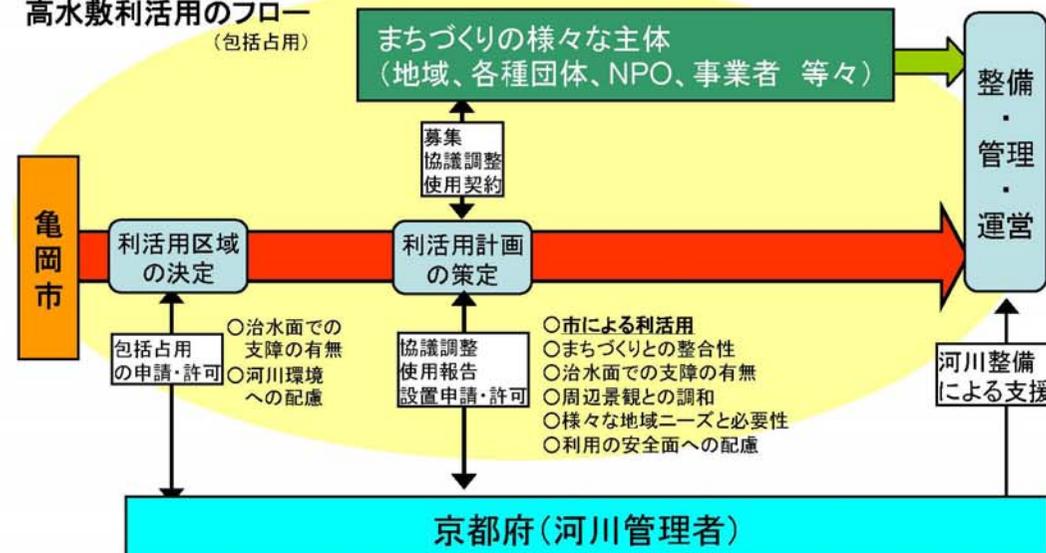
(通常の占用)



(包括占用)

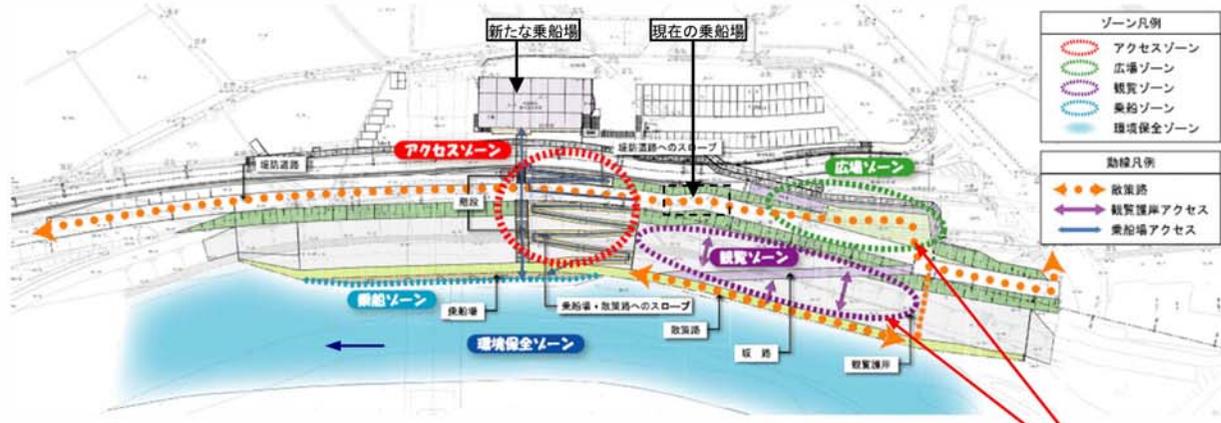


高水敷利活用のフロー (包括占用)



# 保津川下りの周辺整備について

- ◎桂川改修に伴い、現在の保津川下り乗船場の移転が必要
- ◎移転計画に合わせて、乗船場及び周辺を一体的に整備



ゾーン凡例	
	アクセスゾーン
	広場ゾーン
	観覧ゾーン
	乗船ゾーン
	環境保全ゾーン

動線凡例	
	遊歩道
	観覧護岸アクセス
	乗船場アクセス

- ◎アユモドキの生息に配慮するため、アドバイザー会議を設置し、生息調査の実施及び護岸構造・施工方法を検討

今後検討を進める

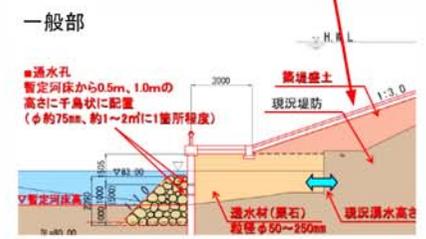
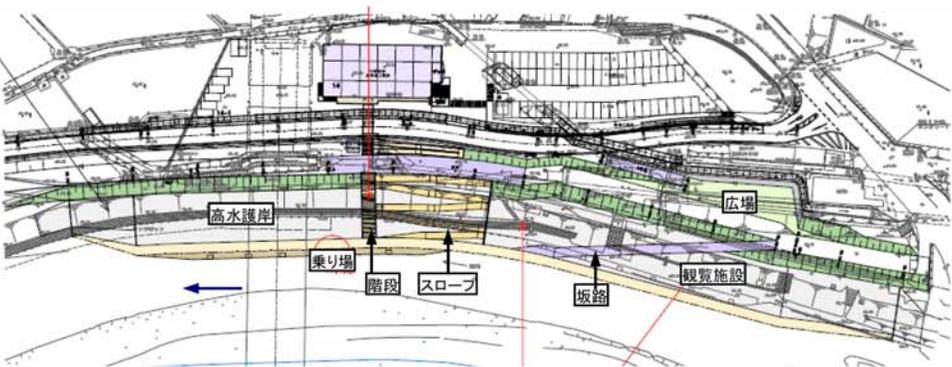
桂川改修に係るアドバイザー会議

■目的  
保津川遊船前の護岸整備にあたり、調査及び護岸構造及び施工方法等について、専門家の助言指導をいただくことを目的に設置

■アドバイザー  
岩田明久 京都大学大学院准教授  
竹林洋史 京都大学防災研究所准教授  
新村安雄 リバーリバイバル主宰

■開催状況  
第1回 (H21.4/ 6) 現地調査、改修事業の概要等  
第2回 (H21.5/26) 検討の条件整理、護岸構案等  
第3回 (H21.8/ 4) 護岸構造及び施工方法等  
第4回 (H22.1/25) 現地の施工状況確認

- <検討結果・状況>
- ◎護岸構造は、鋼矢板護岸とする
  - ◎前面に石積みを設置、生息環境に配慮する
  - ◎背面からの湧水の浸透を確保する(水抜穴、透水材による埋戻)
  - ◎施工に先立ち、下流域で新たな生息環境を創出する
  - ◎施工時には、事前及び施工の段階に応じて、追い出し作業を入念に行う



※今年度から一部工事に着手



(下流域での生息環境の創出) (工事箇所での追い出し作業)

- 「保津川かわまちづくり」の先行整備箇所として検討を進める
- 河川断面や基本的構造を踏まえ、護岸・付帯施設及び広場等を設計
  - 設計にあたっては、藤本委員のアドバイスをいただきながら検討を進める